

令和7年度 地域子ども・子育て支援事業の状況(19事業)

A：計画より進んでいる B：計画通りに実行
C：計画より遅れている

令和8年7月29日（水）
令和8年度第1回子ども・子育て会議
資料③-1

3章：計画の基本的な考え 方の中での位置づけ	主な取組み	担当課	事業内容	確保方策	R11年度 計画値	実 績 値							進捗状況 評価	評価の理由 （令和7年度）	令和8年度 以降の課題
						項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
1-(2)相談支援・情報提供 1-(4)児童虐待防止対策	(1)利用者支援事業	子育て支援課 健康課	【こども家庭センター型】 ○母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から始まる一体的な相談支援体制として、こども家庭センターを設置します。虐待（身体的・心理的・ネグレクト・性的）、子育てに関する心配や不安、ヤングケアラー、ひきこもり、非行など親子のあり方やこどもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助します。 ○学校、香川県西部子ども相談センター、警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。	量の見込みに見合う必要量の確保に努めていきます。 こども家庭センターとして、こどもの誕生前から子育て世帯に対し切れ目のない相談支援等を行います。また、身近な場所で行える子育て支援事業への情報提供・相談等を地域子育て支援拠点や児童館などでも行い、関係機関との円滑な情報共有と支援体制の向上を図ります。	1か所	実施施設数/か所 ※R6年度までは「母子保健型」、R7年度から「こども家庭センター型」です。	1	1					B	令和7年4月こども家庭センターを開設。母子保健と児童福祉の両機能の専門性を活かし、妊娠期からの一体的な相談支援に取り組み、虐待対応だけでなく子育てに関する心配や不安など相談にも対応した。児童虐待の予防啓発も拡充し、虐待をより未然に防ぐ取り組みに努めた。地域の身近な相談場所としては、こども家庭センター連携相談窓口を14か所設置した。	虐待防止対策のほか、ヤングケアラー、ひきこもりなどの対応については学校との連携が重要と考えている。令和8年度から学校連携支援員が配置されたので、今後学校と連携した取り組みについて検討していく。
		子育て支援課	【基本型】 ○身近な場所において、支援を必要とする家庭と早期に関わることができるよう努めます。 ○利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実、子育て世帯と継続的につながり、支援を行える体制の整備を図ります。		14か所	実施施設数/か所	2	14					B	こども家庭センター連携相談窓口として施設との連携を強化し、子育て家庭の身近な相談窓口として、子育てに関する相談・情報提供を行った。	利用者数の増加に向けて、相談場所としての施設の周知・啓発を強化していく。
1-(3)地域における多様な保育ニーズ等への対応	(2)子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	子育て支援課	○保護者の病気や仕事などの理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行います。利用者の要望に適切な対応ができるよう施設との連携を強化し、事業体制を整備します。	利用者の希望に沿うよう利用調整を行い、受入先の確保に努めます。	4か所	実施施設数/か所	4	5					B	新たに1施設を追加し受け入れを行った。支援を通じて虐待予防の観点からも一定の効果が認められた。	利用希望に対して受入枠が不足する場合があります。契約施設と連携し、利用者の要望に応じていく。
					150/人日	ショート 延べ利用日数/人日	77	156							
					60/人日	トワイライト 延べ利用日数/人日	37	76							

3章：計画の基本的な考え方の中での位置づけ	主な取組み	担当課	事業内容	確保方策	R11年度計画値	実績値							進捗状況評価	評価の理由 (令和7年度)	令和8年度以降の課題
						項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
1-(5)家庭の教育力の向上 2-(1)遊び場・こどもの居場所づくり	(3)地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	○地域での子育て支援の場として多様なニーズに応えられるよう、更なる質の充実に努めます。 ○地域に根付いた子育て支援や子育てに関する情報提供、育児講習、相談対応を行うため、施設や活動についての周知に努めます。	相談や情報提供などを通じて利用者が安心して子育てできるよう、また、相互交流により人と人とのつながりを構築できるよう継続的に支援を行います。	5か所	実施施設数/か所	4 (出張1)	4 (出張1)					B	地域の身近な子育て支援の拠点施設として、子育て中の親子を対象に、交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談、援助、情報提供等を実施した。	引き続き、相談や情報提供などを通じて、安心して利用ができる環境を整える。
		合わせて45,000/人回			延べ利用回数/人回	29,254	25,937								
		幼保運営課			7か所	実施施設数/か所	7	7					B	在宅で子育てをしている保護者と就学前の子どもを対象に、子育て情報の提供や講習会、育児の悩みや不安などの相談活動を行った。	引き続き、保護者が気軽に集い、相互交流をすることが場を提供していく。
					合わせて45,000/人回	延べ利用回数/人回	19,784	19,845							
1-(3)地域における多様な保育ニーズ等への対応	(4)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポートセンター)	子育て支援課	○乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行います。登録会員数を増やすため制度の周知や登録の推奨を行います。	利用を必要とする世帯は常に一定数以上あり、必要な量の確保に向けて周知・啓発に努めながら、会員数と利用件数増に向けた取組を進めていきます。	1か所	実施施設数/か所	1	1					B	会員数、活動件数ともに減少しているが、サポートが必要な家庭が一定数あり、支援につながっている。定期的な広報活動にも努めた。	会員養成講座や研修会、イベント時の出張登録会等を通じて、サポートが必要な家庭へ通知をしていく。
					230人	まかせて会員数/人	212	217							
					800人	お願い会員数/人	664	653							
					50人	両方会員数/人	50	52							
					1,500件	活動件数/件	1,224	1,095							
	(5)延長保育事業	幼保運営課	○保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労時間などによる保育ニーズに対応するため、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行います。	保護者の就労形態や残業など、やむを得ない事情がある場合、保育認定を受けたこども（入所児童）を安心して延長保育できるよう、実施施設の維持・確保に努めます。	19か所	実施施設数/か所	18	18					B	利用者のニーズに応じた延長保育を安定的に実施することができた。	保護者の多様な就労形態に対応できるよう、利用ニーズを把握しながら事業を継続していく。
					640/人	利用実人数/人	635	614							
					10,300人	延べ利用人数/人	11,454	10,453							
1-(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	(6)乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	健康課	○生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、産婦や家族のニーズ、養育環境等を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	現状では、提供体制は確保できています。出産後速やかに訪問し、乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言指導を行い保護者の育児不安の軽減に努めます。特に支援が必要と認められる家庭に早期発見に努め、養育支援訪問事業等につなげていきます。	100%	訪問率/%	96.7	96.5					B	妊婦等包括相談支援事業の面談としても位置付けており、産婦やその家族の希望に応じて速やかに訪問できるよう調整を図った。訪問時は、母子の健康状態・養育環境の把握に努め、必要な子育て支援の情報提供を行い、母親やその家族が安心して子育てができるよう支援した。	出産後の面談や赤ちゃん訪問を通して、産婦や家族のその課題やニーズを把握するとともに、特に支援の必要性が高いと認められる家庭については、関係機関と連携し、包括的、継続的な支援に努める。
					725人	乳児訪問人数/人	699	683							

3章：計画の 基本的な考え 方の中での位 置づけ	主な取組み	担当課	事業内容	確保方策	R11年度 計画値	実 績 値							進捗状況 評価	評価の理由 (令和7年度)	令和8年度 以降の課題	
						項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
1-(3)地域に おける多様な 保育ニーズ等 への対応	(7)一時預かり事業	幼保運営課	【幼稚園型】 ○幼稚園や認定こども園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜、長期休業中に一時的に預かり、必要な教育を行います。	引き続き、全ての私立幼稚園での実施を支援し、公立認定こども園でも全ての施設で実施します。	4か所	実施施設数/か所	4	4					B	私立幼稚園等が実施する一時預かり事業に対し必要な支援を行うことで、教育時間終了後等における預かり事業を実施することができた。	実施施設との連携を図りながら、受入体制の維持・充実に努めるとともに、安定した事業運営を支援する。	
					35,500/人日	延べ利用日数/人日	-	36,986								
			【公立の幼稚園等が実施している一時預かり】 ○公立の幼稚園及び認定こども園において、在園する1号認定児を対象とした一時預かりを実施します。		10か所	実施施設数/か所	10	11					B	教育時間終了後等に適切に事業を実施し、保護者の就労等と子育ての両立支援に寄与した。	1号認定児に対する預かり保育を充実していく。	
					4,400/人日	延べ利用日数/人日	-	5,218								
		子育て支援課	【一般型】 ○保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前のこどもを保育所（園）などで受け入れ、保育を行います。事業の安定的継続と拡大を図るため事業体制を整えるとともに、受入れの拡充を図ります。		一時預かりを希望する家庭は依然として多く、中でも希望施設に入所できないこども（待機児童）のニーズが高いことから、引き続き必要な量の確保に努めます。	7か所	実施施設数/か所	7	7					B	保護者の就労や傷病、育児の軽減など、多様な保育ニーズに対応した一時預かりを実施し、安心して子育てができる環境づくりに寄与した。	利用ニーズを踏まえた受入体制の充実を図り、安全で安定した事業を継続していく。
						合わせて10,000/人日	延べ利用日数/人日	6,174	5,183							
						1か所	実施施設数/か所	1	1					B	地域の子育て拠点として、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、よりきめ細やかな支援を実施した。	安全に配慮し幅広い層への支援を継続する。また、預かりを行う事業所を増設できるように事業所を促していく。

3章：計画の 基本的な考え 方の中での位 置づけ	主な取組み	担当課	事業内容	確保方策	R11年度 計画値	実 績 値							進捗状況 評価	評価の理由 （令和7年度）	令和8年度 以降の課題
						項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
1-(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	(8)妊婦健康診査事業	健康課	○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	現状では、提供体制は確保できています。母子保健手帳交付時に受診票を渡し、保健師・助産師による妊婦本人への保健指導や情報提供を実施し、利用を促進します。	8,308/人回	延べ受診数/人回	8,553	8,457					B	妊娠期の支援において、妊娠届出時や妊娠8カ月面談等の機会を通じて受診勧奨や健診受診状況の確認、また健診結果を考慮し、訪問・電話等による保健指導を行った。	引続き様々な機会を通じて、妊婦健診の受診勧奨や保健指導を行っていく。
2-(2)総合的な放課後児童対策	(9)放課後児童健全育成事業	教)総務課	○保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす小学生に対し、授業の終了後や長期休業中に小学校の空き教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。	利用児童数は年々増加傾向にありますが、社会状況の変化や総人口の変動により、地域ごとの利用児童数に大きな差が出ています。児童数が減少している地域では教室の廃止や統合を進め、児童数が増加している地域では教室の拡張や新設を行い、効率的に支援員を配置できるよう受け入れ環境の改善を進めます。また、長期休業日等で一時的に定員数を超える教室については、学校の空き教室等を活用して対応します。	32か所	青い鳥実施教室数/か所	32	32					B	昨年度から実施していた城東青い鳥教室整備工事が完了した。また、城辰青い鳥教室の設計も完了した。	城辰青い鳥教室の整備工事を進めるとともに、飯山北青い鳥教室、飯山南青い鳥教室、垂水青い鳥教室の整備に向けて進める。
					8	東中学校区/教室	8	8							
					9	西中学校区/教室	9	9							
					8	南中学校区/教室	8	8							
					3	綾歌中学校区/教室	3	3							
					4	飯山中学校区/教室	4	4							
					1,624人	在籍児童数/人	1,522	1,532							
					1,216人	うち、低学年/人	1,180	1,187							
					408人	うち、高学年/人	342	345							
1-(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	(10)養育支援訪問事業	健康課	○妊娠届出時、妊娠8か月頃、出生届出時、乳幼児健診等の節目の時期に面談を行い、養育支援が必要な家庭を早期に把握します。 ○養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行います。状況に応じて丸亀市要保護児童対策地域協議会との連携を図り、支援の強化を図ります。	現状では、提供体制が確保できています。乳幼児期の虐待を未然に防ぐ観点から、関係機関等と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、必要な支援につなげていきます。また、乳幼児虐待の予防・早期発見・早期対応にためには、教育・保育施設や香川県西部子ども相談センター（児童相談所）、医療機関等との緊密な連携が不可欠になることから、引き続き連携強化を図るとともに、丸亀市要保護児童対策地域協議会の中で個々のケースについて具体的な対応方法を検討します。	37人	訪問実家庭数/人	36	39					B	特定妊婦やハイリスク妊産婦、育児不安の強い保護者等を対象に訪問を行い、個々の状況に応じて子ども家庭センターや医療機関等の関係機関と連携を図りながら継続的に支援を行った。	面談や各種相談、健診等を通じて養育支援を必要とするケースを早期に把握し、課内カンファレンスで支援の方向性を検討しながら、保護者が安心して子育てができるよう支援していく。
					158件	延べ訪問件数/件	104	117							
1-(3)地域における多様な保育ニーズ等への対応	(11)病児・病後児保育事業	子育て支援課	○こどもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所（園）などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行います。より身近な場所で利用ができるよう、実施施設の増加に努めるとともに、施設形態や運営についての検討を行います。	令和5年度に実施した計画策定のためのニーズ調査では、丸亀市南部での施設設置を希望する声もあり、引き続き施設形態や運営についての検討を行います。	2か所	実施施設数/か所	1	1					B	実施機関：おかだ小児クリニック 前年度と比較して利用者数は減少したが、利用者に対しては、感染症対策に努めながら、病気の治療中や回復期にあるこどもの保育を行った。	計画では令和9年度に1施設増やして市内で2施設にすることを目標としている。市民の利便性の向上のため、2施設目の開設に向けて準備を進めていく。
					1,700/人日	市民の延べ利用日数/人日	1,287	1,102							
						うち、市内施設利用/人日	1,039	903							
						うち、市外施設利用/人日	248	199							

3章：計画の基本的な考え 方の中での位置づけ	主な取組み	担当課	事業内容	確保方策	R11年度 計画値	実績値							進捗状況 評価	評価の理由 (令和7年度)	令和8年度 以降の課題
						項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
1-(7)配慮が 必要な家庭への支援	(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼保運営課	○生活保護世帯など、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。 ○幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園における年収約360万円未満の世帯や第3子以降のこどもの給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成しています。	引き続き、財源を確保し、所得の低い世帯等に対して支援を行います。	7人	支給児童数/人	1号：4 2号：4 3号：0 計：8	1号：3 2号：10 3号：0 計：13					B	実費負担に係る部分の公費負担により、特定教育・保育施設を利用する子どもがいる生活保護受給世帯の負担軽減を図った。	引き続き生活保護受給世帯の支援を行っていく。
1-(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	(14)子育て世帯訪問支援事業	子育て支援課	○小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合に家庭の状況に応じたスムーズな対応ができるよう、子育て世帯訪問支援事業の充実に努めます。	利用者のニーズに対し、即対応できるように努めます。	7人	訪問実家庭数/人	3	4					B	新たにこども家庭センターによるサポートプランの対象となる家庭を利用対象に加え、支援を必要とする家庭の補助に努めた。	利用対象の拡大により、困難を抱えた家庭の利用が増えた。委託先との連携を強化し、利用者のニーズに対応できるよう努めたい。
					38件	延べ訪問件数/件	18	25							
1-(7)配慮が 必要な家庭への支援	(15)児童育成支援拠点事業(こども第3の居場所)	子育て支援課	○ひとり親家庭などの小学生に対し、学習習慣や生活習慣を身につけるために、宿題・個別学習や体験活動・文化活動を通じて、将来の自立に向けた力を育みます。	現状では、提供体制はできています。居場所が必要な児童が拠点につながるよう、関係機関と連携して支援します。	5,500人	延べ利用人数/人	5,707	5,932					B	計画どおり、市内の北部と南部にそれぞれ1か所ずつ設置し、児童が安心して過ごせる居場所づくりに努めた。	支援を必要とする児童の利用が十分でないと思われる。こども家庭センターや学校等の関係機関と連携し、対象児童の把握や事業の周知を図り、必要な支援につなげていく。
1-(7)配慮が 必要な家庭への支援	(16)親子関係形成支援事業	子育て支援課	○こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	支援を必要とする保護者が積極的に利用することができるよう周知啓発を行います。また、量の見込に見合う開催回数の維持・確保に努めます。	30人	延べ参加者数/人	-	-					-	(令和8年度新規事業)	健康課と連携し、出生届出時や赤ちゃん訪問時に個別に案内を行うなど、対象者へ直接的な働きかけをし、参加促進を図る。 また、参加者が子育て支援拠点や相談支援につながるよう関係機関と連携を図り、支援が継続する体制の構築を図る。

3章：計画の基本的な考え 方の中での位置づけ	主な取組み	担当課	事業内容	確保方策	R11年度 計画値	実 績 値							進捗状況 評価	評価の理由 (令和7年度)	令和8年度 以降の課題
						項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度			
1-(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	(17)妊婦等包括相談支援事業	健康課	○妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行います。 ○妊産婦や乳幼児の保健指導、健康診査、家庭訪問や各種相談などの機会を通じて面談を行い、妊娠期からの切れ目のない支援に努め、必要に応じて医療機関や関係機関との連携を図ります。	妊産婦や乳幼児の保健指導、健康診査、家庭訪問や各種相談などの機会を通じて面談を行い、妊娠期からの切れ目のない支援に努めます。また、必要に応じて医療機関や関係機関との連携を図ります。	1,610/人回	延べ面談数/人回	-	1,572					B	伴走型相談支援体制を整え、妊娠届出時、出生届出時には全数把握を行った。また、妊娠6～7か月にはアンケートを取り、希望者には妊娠8カ月面談を実施。妊娠期から継続的な支援を行うことで、早期から子育て家庭に寄り添えるよう努めた。	妊婦等包括相談支援事業における伴走型相談支援体制の充実を図り、支援を必要とする家庭に早期から継続的に関わるができるよう努める。地域の身近な相談相手として、母子保健推進員や愛育班と連携し、地域ぐるみの子育て支援体制の充実を図る。
1-(3)地域における多様な保育ニーズ等への対応	(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	幼保運営課	○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、未就園の3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行います。	地域のニーズを把握し、希望する保護者が制度を利用できるよう環境・体制を整備し、実施施設の維持・確保に努めます。	90人	延べ利用人数/人	-	-					-	- (令和8年度新規事業)	健康課と連携し、3～4か月検診案内の際にチラシの同封を行うなど、対象者へ直接的な働きかけをし、利用促進を図る。また、策定した代用計画に沿って提供体制を整えていく。
1-(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	(19)産後ケア事業	健康課	○出産後の心身ともに不安定な時期に、助産所や医療機関などの産後ケア事業所において実施する宿泊や通所、訪問サービスを受けることによって、身体的・精神的負担を軽減し、家庭でこどもと安心して過ごすことができるよう支援します。	支援を必要とする保護者が積極的に利用することができるよう周知啓発を行います。また、料の見込みに見合う実施施設の確保に努めます。	200件	延べ利用件数/件	-	延べ利用件数 373件 (宿泊型 26人 89日 通所型 94人 196日 訪問型 51人 88日)					B	母子健康手帳届出時や赤ちゃん訪問時等、妊娠期から産後に至る各機会において産後ケア事業について周知し、事業の認知度向上および利用促進に努めた。量の確保については、利用者が年々増加しておりニーズの高まりがみられるが、円滑にサービス提供できている。リピーターの利用も多く満足度も高く、現行のサービス提供体制により利用者のニーズは概ね満たされていると考える。また、産後ケア実施機関と連携し、支援が必要な母子に対しては地区担当保健師が継続的なフォローを行っており、母親の心身の負担軽減を図っている。	産後ケア利用のニーズは年々高まっているため、支援を必要としている母親が適切なタイミングで利用できるよう、産後ケア事業の周知啓発や手続きの利便性の向上など利用しやすい環境整備を一層推進していく必要がある。また、関係機関との連携や支援体制の強化を図り、支援を必要とする母子を早期に把握し、母親の心身の負担軽減および育児支援の充実につなげていくことが必要。